

平成 27 年第 2 回定例会 行財政改革・地方分権特別委員会

平成 27 年 7 月 3 日

亀井委員

まずは、行政改革大綱(案)の 13 ページにもありますが、新しい働き掛けの一つとして、テレワークについて検討しているということで、これについて、国とか民間、他の都道府県とか、テレワークの推進をどのような形で考えていらっしゃるのかということを含めて、本県のテレワークの検討状況を何点か伺います。

まず、テレワークとは何ですか。

人事課長

テレワークとは、情報通信技術及び I C T を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を指し、テレは離れたところ、ワークは働くという言葉を合わせた造語と承知しております。

亀井委員

では、離れたところで働くというテレワークですが、場所とか時間は選ばなくてよく、フレキシブルな働き方ができますが、テレワークの意義及び効果というのはどのように考えていますか。

人事課長

テレワークは、委員のお話にもありましたように、新しい働き方の一つとなりますので、これを導入することにより、例えば育児中及び介護中である職員が働きやすくなる、あるいはそういった制度があることで優秀な職員及び社員を確保しやすくなる、あるいは業務の効率性が高まるという意義があると考えております。

亀井委員

ここにはモバイルワーク、テレワークの検討と書いていますが、テレワークとモバイルワークの関係性はどうなっていますか。

人事課長

テレワークは、主に三つの形態があると思っております。一つはいわゆる在宅勤務ですが、自宅で利用して仕事をするというタイプ、それから施設利用型で、いわゆるサテライトオフィスに行って、そこで勤務するというタイプ、それと、モバイルワークですが、訪問先や移動中にパソコン及び携帯電話などを使う働き方と承知しています。

亀井委員

三つの働き方で、テレワークも一つの道具のような感じで使うということですよね。テレワーク導入に関しては、総務省が積極的に進んでやっています、男女共同参画に関連する内閣府辺りでもやっているのかなと思いますが、国の取組状況を把握していますか。

人事課長

委員のお話にもありましたように、国の取組につきましても、総務省が率先して取り組んでいる状況です。総務省で行っているテレワークは、職員が自宅においてインターネット回線経由でパソコンを総務省の L A N に接続して勤務

を行っているというものです。この6月には、女性職員の活躍と職員のワーク・ライフ・バランスを強力に推進するということで、総務省テレワーク推進計画を策定して、今年度から毎年7月の特定の1週間を総務省テレワークウイークと定めて、積極的に進めているということです。

総務省の平成26年度の実績としましては、5,000人の職員のうち348人が利用していると承知しております。総務省の他にも、厚生労働省、国土交通省等を含めて現在16省庁等で推進していると承知しています。

亀井委員

国の方では積極的にやっているということですね。そうすると、国からおりてきた地方自治体に関して聞きますが、他の都道府県で先進的にやっている県があれば、どういう形でやっているかも含めて教えてください。

人事課長

都道府県レベルで申し上げますと、佐賀県が平成20年1月から在宅勤務制度を導入しております。その対象者を順次拡大するとともに、並行してサテライトオフィス及びモバイルワークの導入に向けた取組を進めております。平成26年10月からは、全庁でテレワークを推進していると伺っており、現在は所属長の判断で、所属として業務遂行に支障がなければ、全職員が利用できる仕組みになっていると聞いております。

亀井委員

では、市町村レベルではどうでしょうか。

人事課長

市町村につきましては、神奈川県内で申し上げますと、県内においては現在本格的に導入しているところは聞いておりません。他県の市町村については、ちょっと承知しておりません。

亀井委員

次は、民間でやっているところがあれば教えてください。

人事課長

民間もかなりいろいろなところで進んでいると承知しております。日本テレワーク協会という、テレワークの普及啓発及び調査研究を行っている一般社団法人がありますが、そこが実践事例として紹介しているパナソニック及び日本ユニシスの事例を申し上げたいと思います。

パナソニックでは、ITを活用した働き方による生産性向上と社員のワーク・ライフ・バランスを目的として、1年間の試行を経て、平成19年から本格導入をしています。在宅勤務制度や、営業職を中心に出勤を必ずしも義務付けないモバイル勤務制度、出張先の事業所で一時的に業務が行えるスポットオフィスの設置という取組を実施しています。

日本ユニ시스につきましては、社員が働きがいを感じながら生き生きと働ける会社を目指すという目的で、平成18年に試行を開始しまして、平成20年から在宅勤務制度をスタートさせています。ここではフルタイム型の在宅勤務や、USB型の接続機器を使って、自宅やモバイルのパソコンから社内のイントラに接続できる仕組みによって、テレワークの取組を実施していると聞いております。

亀井委員

では、本県でのテレワークの導入に関して、これまでの検討状況や課題があれば教えてもらえますか。

情報システム課長

本県でのテレワーク導入に関しましては、平成26年3月に策定しました電子化全開宣言行動計画の中でも、当該勤務形態に適する業務がどの程度あるのかといったことを検討しております。昨年度、導入されましたタブレット型端末におきましても、出張先で活用を図るモバイルワークの取組等を進めております。また、行政改革大綱(案)におきましても、モバイルワーク及びテレワークの導入に向けた課題の検討を行うこととしております。

テレワークの導入形態としましては、先ほど人事課長が少し触れておりますが、一つ目に自宅にいて勤務先との連絡をパソコンとインターネットを利用して行う在宅勤務、二つ目に勤務先以外でのオフィスでモバイル等を利用するサテライトオフィス、三つ目に外出中移動先等でノートパソコン、若しくはタブレット型端末を利用するモバイルワークがあります。テレワーク導入に向けた課題としましては、テレワークに適した業務内容をしっかり検討してまいらなければならないという認識です。また、その上でサービス上の課題をまず洗い出し、整理をしなければいけないということがあります。その上で、テレワークを支える情報インフラの整備、また、十分なセキュリティを確保することが求められると考えております。

亀井委員

今、答弁の中でサービス上の課題とおっしゃっていましたが、サービス上の課題とは具体的に何ですか。

人事課長

サービス上の課題ですが、例えば勤務時間の管理及び勤務実態の確認方法があります。特に、育児や介護を行う職員が在宅勤務を行った場合に、業務と生活が併存する形になりますので、その辺の勤務実態の確認方法などを整理していく必要があると考えています。

亀井委員

今のサービス上の課題に関して、佐賀県はどうやっているのか。

人事課長

佐賀県では、勤務時間の割り振りの中で、例えば、1時半から3時までの中間の時間を育児に充てる時間として、その前後に勤務時間を割り振ることをやっております。

亀井委員

そうすると、システム上の課題としては、これからどういう業務が適しているかを選択していかなければいけないし、サービス上の課題に関しては、どういうところで業務をやるかといった、今のようなフレキシブルな考え方ですね。また、フルタイムでテレワークをやらなくても、午前中または午後、若しくは昼出勤するというだけでもいいし、そういう形で考えれば、神奈川県も可能かなと思います。

神奈川県的女性職員の中でも、育児とか介護でワーク・ライフ・バランスを

とるのが非常に困難な方もたくさんいらっしゃるのではないかと考えております。国及び民間もやっていて、行政に関しては佐賀県が筆頭でやっているのであれば、神奈川県としてできないことはないと思います。

さらに、例えば災害時に、この県庁がもし何らかの形で使えなかった場合に、どこかのオフィスに分散しなければ皆様方の仕事ができない事態も発生するかもしれません。また、新型のインフルエンザだけではなく、MARSもそうですが、伝染病か何かになり患したときに、職場に来てもらっては困るので、その職員は隔離しなければいけない。そういう方を、どこかで仕事をしてもらわなければいけないとなると、これからテレワーク及びモバイルワークというのを考えていかなければいけないと思います。

県として、テレワークを導入していくべきだと私は思いますが、どうですか。
人事課長

委員お話のとおり、最初に導入の意義をお聞きいただいたかと思いますが、それに加えて、今、おっしゃられたような事業継続性の確保という視点もあろうかと思えます。また、職員のワーク・ライフ・バランスという意味でも、導入に向けた形で、先ほどのサービス上の課題がありましたが、業務上の課題としても、どういう業務が在宅勤務に適しているのかを整理をしながら、導入に向けて関係所属と整理をしながら進めていきたいと思っています。

亀井委員

システム上の課題とサービス上の課題といった大きな課題が二つありますが、いつぐらいまでにそういうのは検討できますか。

人事課長

早期にその辺を詰めていきたいと思っていますが、まだ業務の抽出及びシステム上の課題がまだ積み切れていないところがあります。今の時点では、何月からという形にはそこまで詰まっていないものですから、申し上げられない部分はありますが、なるべく早期に詰めていきたいと思っています。

亀井委員

今、聞いてすぐにお答えいただけるかどうかというと、非常に難しいとは思いますが、しっかり検討していただきたい。また別の機会に皆様に正していきたいなと思います。

次の質問ですが、電子化全開宣言行動計画について、平成26年度の進捗状況の報告がありましたので、そのうちエネルギーのスマート化について何点か伺います。

ここにはBEMSの導入補助について書いてありますが、BEMSとは何ですか。

スマートエネルギー課課長代理

BEMSとは、ビルのエネルギーを管理するシステムであり、英語でビルディング・エネルギー・マネジメント・システムを略したものでありまして、ビルのエネルギーを管理することで省エネ効果や省コスト効果を狙った機器のことを言います。

亀井委員

省エネ、省コストということが、BEMSの一つの良い意味での意義や効果

であると思います。ではBEMSがやれるのであれば、MEMS、マンションの方はどうですか。

スマートエネルギー課課長代理

御指摘のありました、マンションについてのエネルギー・マネジメントについても、同様の効果があると思っています。ただ、マンションにつきましては、特に既にあるマンションは、導入に際して居住されている皆様の同意が必要という難問がありますが、効果としましてはEMSの導入によりまして、同様の効果があると思っております。

亀井委員

既築のマンションはいろいろな住民の方がいらっしゃって、いろいろな意見があるのでなかなか難しいということですが、そうしたら、FEMS、工場はどうですか。

スマートエネルギー課課長代理

エネルギーをマネジメントすることで、同様の効果は得られると考えております。

亀井委員

では、FEMSをこれからも進めていくということによろしいですか。

スマートエネルギー課課長代理

県としましては、エネルギー・マネジメント・システムを普及させていこうと考えていますので、HEMSやBEMSと同様にそういったものについても普及啓発という形では進めていくと思っております。

亀井委員

次に、導入補助についてお聞きしますが、HEMSの導入補助について、進捗状況区分としては残念ながらBという形になってしまったところに書かれています。そもそも論で大変恐縮ですが、まず、県の補助事業の概要、そして、先ほどできなかった理由についてもお答えがありました。もう一回聞きます。併せて、国の補助事業の概要もお聞きしたい。

スマートエネルギー課課長代理

まず、補助の概要ですが、県の補助制度は、中小規模事業者がBEMSを導入する際に、導入に係る設備費及び工事費を対象としまして、補助率3分の1、80万円を上限に補助を行っています。午前中に話題になりました、県の目標が平成26年度を下回ったことにつきましては、県の制度は平成25年度に国の補助制度の上乗せという形でスタートしておりますが、平成26年度に国が制度を見直しまして、それまでありましたBEMSを単独で導入する補助制度が廃止されております。

BEMSの補助制度は、他の高効率の空調整備といったものと併せて導入する際に国の制度として残りましたが、こちらの方は規模が大きく、また、募集の期間が非常に短いということで、私どもがターゲットとしている中小規模事業者にとっては使いづらい補助金でありまして、県の補助金は残ったものの、国の上限250万円というBEMS単独での補助制度がなくなったことが影響して、当初の見込みを下回ったと考えております。

亀井委員

県の補助に関しては、事業費の3分の1、上限80万円であり、国の補助事業の概要は上限として250万円ですが、250万円が足りなかったために事業ができなかった、あるいは手を挙げる人が少なかったということですが、一つの案件で250万円であれば、例えば制度融資を利用するといった形でもっと啓発を図るべきだったのではないかと思います。その辺はやられたのですか。それとも、やらなくて正解だったと思われていますか。

スマートエネルギー課課長代理

こうした新たなエネルギー等に対しましては、融資制度がありますが、融資とはいえ、中小規模事業者にとっては、250万円の自己負担割合の増加がなかなか投資判断には結び付かなかった。また、国の募集期間が6月で終わってしまうこともありまして、我々の方でもいろいろと営業しましたが、目標には到達しませんでした。

亀井委員

努力はされたが、なかなか難しかったということですね。

質問を変えますが、補助事業を使って、もうスタートした案件ですが、そのような補助事業を使った物件があったとして、補助事業として採用されたにもかかわらず自分で処分してしまった場合、この補助はどうなりますか。

スマートエネルギー課課長代理

こうした私どもの設備の導入に関する補助につきましては、当初交付のときに処分の制限期間を設けまして、その処分制限期間が経過する前に処分をする場合には、一定程度の補助金に相当する金額を返還というか、県の方へ納付していただくという制度を付けて補助を行っております。

亀井委員

その制限期間が5年ですが、その5年間の間に補助事業としてでき上がったところを処分してしまった場合、国及び県は補助金を返してもらおうということではよろしいですね。

スマートエネルギー課課長代理

国の返還の制度については、今、手元に持っておりませんが、県の方は委員の御理解のとおりです。

亀井委員

また質問を変えますが、EMS実証事業について、これを導入するための実証事業について確認します。綾瀬市と大井町の2地域で、資料記載の地域課題に対応したとのことですが、それぞれの取組内容を簡単にお尋ねしたいのと、その実施結果が報告されていますが、実証実験に参加された方にはどのような効果があったか併せてお聞きします。

スマートエネルギー課課長代理

まず、実証を行った二つの地域で共通した取組としましては、HEMSを使った電力の把握によりまして、事業者から節電のアドバイスを行ったと聞いています。次に、地域課題への対応ですが、綾瀬市につきましては、児童、高齢者の見守りを実施するために、電気、ガス及び水道の使用量を把握することで、その使用状況を御家族にメールで配信をする取組を行いました。

一方、大井町は、高齢者の見守りに併せまして、健康管理を実施するために御自宅のテレビを活用した健康状態のアンケートを実施しまして、この電力使用の状況、あるいはアンケートの状況を町役場の担当者に配信しまして、町の担当者が見守りを行うといったものです。さらに大井町では、健康管理を目的にしたアプリケーションが組み込まれたタブレットをお渡しして、健康維持に役立ててもらう他、利用状況も町の担当者が把握しています。

その結果ですが、HEMSを付けたことで節電の意識が高まったという声が寄せられた他、見守り事業については、見守る側の立場からは非常に役に立ったとありました。特に大井町の担当者からは、参加した高齢者の皆様、複数の参加者の状況が一目で分かるので、非常にスムーズな見守りにつながった。また、見守りを受ける側からも、特段の負担を感じることなく、ふだんどおりの生活を送りながら、安心してサービスを利用できたといったお声をたくさん頂いておりますので、参加された方にもプラスの効果があったものと考えております。

亀井委員

実証を行った結果、参加企業は事業化につなげていこうと思っておりますか。
スマートエネルギー課課長代理

参加企業については、今、申し上げましたように、サービスが好評であったこと、あるいは顧客の囲い込みやマーケティングにも一定程度有効であることが分かったことで、今後、初期投資、あるいはサービスを利用する方の利用料金を抑制しなければいけないといった課題への対応を含めて、事業の具体化に向けて検討を進めたい、あるいは、今回の実証を通じて、例えば買い物支援などの新たなニーズが把握できましたので、他のサービス事業者も巻き込んだ形で展開をしていきたいとお考えのようです。

亀井委員

この実証事業は平成27年度も取り組むということですが、今現在はどうなっていますか。

スマートエネルギー課課長代理

平成27年度につきましては、既にもう終了しまして、鎌倉市の玉縄地域、松田町全域の2地域が実証地域として決まっております。現在の状況ですが、参加者の御家庭を募集するために、住民説明会を開催するに向けて関係者と協議している段階です。参加者が決まりますと、HEMSを設置するといった工事を経て、10月頃に今年度の実証実験を開始する予定になっております。

亀井委員

この2地域に関しては、高齢者の見守りだけが非常にクローズアップされていますが、児童の見守りはやらないのですか。

スマートエネルギー課課長代理

今年度の実証につきましては、両地域とも高齢者の見守りに加えて、例えば先ほど申しました買い物支援サービス等がありますが、児童の見守りについては今年度の事業では想定しておりません。

亀井委員

高齢者もちろん大切に、孤独死の問題とかいろいろあるので、しっかりや

っていただきたいのと同時に、学童に入れなかった子供もたくさんいます。そのことで考えると、児童の見守りということに関して是非お願いしたいと要望して、質問を終わります。